

新型コロナウイルス感染者発生時の緊急対応

令和2年4月15日

1 対象となる施設

- ① 議場（傍聴席含む）
- ② 議員協議会室等会議室
- ③ 議員控室
- ④ 正副議長室
- ⑤ 議会事務局等

2 感染症対策

- ① 基本的な感染症対策（手指のアルコール消毒、マスクの着用）の徹底
- ② 会議休憩時の窓開け（換気）
- ③ ドアノブ等のアルコール消毒
- ④ 体調不良時の登庁停止又は自粛（登庁時の検温実施、体温の目安は37.5度）
- ⑤ 視察を当分の間自粛
- ⑥ 健康観察シートの活用
- ⑦ 感染確認地域への不要不急の外出を控える。

3 定例会における判断基準・対応

定例会については、予算等市民の生活や経済に影響を及ぼす議案があることから、議案の審議を最優先とする。

(1) 議場：本会議

感染時期	本会議対応		
	議員が感染	職員が感染	傍聴人の対応方法
定例会前	当該議員・職員は欠席。 施設の消毒を行う。 一般質問については、議会運営委員会で協議の上、時間短縮や状況によっては中止する。(議事日程を変更する) 執行部に対し必要最小限の出席を要請する。		しばらくの間、傍聴は中止とする旨ご理解を頂く。 但し、本会議はインターネット中継やCATV等利用できる旨周知する。
定例会中	当該議員・職員は欠席。 施設の消毒を行う。 一般質問については、議会運営委員会で協議し、場合によっては途中で中止する。(議事日程を変更する) 説明員の出席人数を必要最小限とする。		

(2) 議員協議会室等：常任委員会等

感染時期	委員会対応		
	議員が感染	職員が感染	傍聴人の対応方法
常任委員会前及び開催中	施設の消毒を行う。 当該議員は欠席。 その他の議員は、委員会に出席（審議時間を短くする要請をする）	施設の消毒を行う。 当該職員は欠席。 その他の職員で対応。必要に応じて他課職員に応援依頼（執行部は、必要最小限の人数での出席を議長から依頼）	一般の傍聴はお断りするが、報道関係者について座席の間隔空けて入場許可

- (3) 議長及び副議長が感染した場合(委員長及び副委員長も同様)
残った議員で、仮議長の選出選挙を行い、仮議長を選出して議事を運営する。

4 周知方法(感染予防策)

- (1) ホームページに傍聴中止等のお願いを掲載
- (2) 庁舎出入り口に傍聴中止等のお知らせを掲示
- (3) 防災無線にて傍聴中止等のお願いの周知

5 その他

- (1) 本対応案の範囲は、議員及び事務局職員に、新型コロナウイルス感染者が発生した場合。
(町職員が感染した場合は、長との協議の上、決定することとする)
(議員及び事務局職員に、新型コロナウイルス濃厚接触者として自宅待機要請があった場合を含む)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直す。